

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和54年岩手県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(籍又は名簿の訂正の申請) 第4条 政令第3条第3項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、別に定める様式による准看護師籍（保健婦籍、助産婦名簿、看護婦籍）訂正申請書によらなければならない。 (合格証書の交付等) 第14条 [略] 2 省令第30条に規定する合格証明書は、准看護師試験合格証明書（様式第4号）によらなければならない。 3 [略]	(籍又は名簿の訂正の申請) 第4条 政令第3条第4項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、別に定める様式による准看護師籍（保健婦籍、助産婦名簿、看護婦籍）訂正申請書によらなければならない。 (合格証書の交付等) 第14条 [略] 2 省令第30条第1項に規定する合格証明書は、准看護師試験合格証明書（様式第4号）によらなければならない。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。